

盛岡広域振興局長告示第89号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成26年12月5日

盛岡広域振興局長 杉原永康

- 1 路線名 282号
- 2 供用開始の区間 八幡平市大更第37地割102番地先から平舘第17地割2番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成26年12月5日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター
  - (2) 期間 平成26年12月5日から平成27年1月5日まで